

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税）	
要望項目名	自然公園法及び自然環境保全法改正に伴う所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自然公園制度は我が国の優れた自然の風景地の保護と利用を図るための制度であり、我が国を代表する風景地を国立公園、それに準ずる風景地を国定公園に指定し、行為規制等がかかる事によりその保護を図っている。特に国立・国定公園の特別保護地区は、<u>嚴重に景観の維持を図る必要のある地区であり、また、第1種特別地域は特別保護地区に準ずる景観を有し、現在の景観を極力保護することが必要な地域であることから、当該地区等で行われる行為は厳しく規制されている。</u></p> <p>・特例措置の内容 <u>国立・国定公園特別地域のうち、特別保護地区、第1種特別地域内の池沼、山林及び原野における固定資産税及び特別土地保有税の非課税措置</u> 所得税及び法人税において、国立・国定公園の特別地域等における国、地方公共団体による土地の買い上げ時の譲渡所得控除が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用する（租税特別措置法第34条第2項第4号、第34条の2第2項第24号、第65条の3第1項第4号及び第65条の4第1項第24号において措置された場合、国税との自動連動を図る）</p>	
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第348条第2項第7の2号 ・ 地方税法第586条第2項第28号 	
要望理由	<p><u>平成21年6月に自然公園法及び自然環境保全法が改正され、国立・国定公園の特別地域における指定区域内で木竹の損傷、環境大臣が指定する動植物の放出等の規制が追加されるとともに、特別保護地区においても動植物の放出等の規制が追加され、土地の所有者がこれまで以上に行為制限を受けることとなることから、負担軽減のため、これまで同様に国立・国定公園特別地域のうち、特別保護地区、第1種特別地域内の池沼、山林及び原野における固定資産税及び特別土地保有税を非課税措置とすることが必要である。また、所得税及び法人税において、国立・国定公園の特別地域等における国、地方公共団体による土地の買い上げ時の譲渡所得控除が認められた場合、個人住民税、法人住民税及び事業税についても同様の効果を適用することが必要である。</u></p>	
減収見込額		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 国立・国定公園の特別地域等における国、地方公共団体による土地の買い上げ時の譲渡所得控除(租税特別措置法(所得税・法人税):恒久) 国立・国定公園の特別地域等、自然環境保全地域の特別地区等における地価税の非課税措置(地価税法:恒久)
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 法改正による規制行為の追加に伴う上記措置の拡充
過去の要望経緯		
本要望に対応する縮減案		